

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●児童虐待防止

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、要対協の調整機関として子ども家庭支援センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

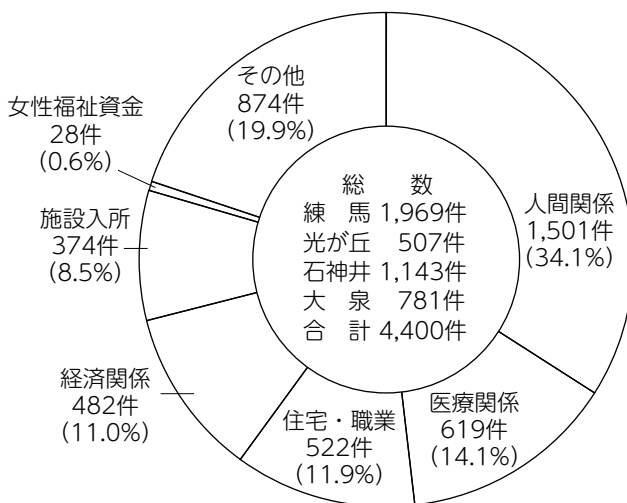
経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

【母子・父子自立支援員の相談・指導件数】 3年度

項目	総合福祉事務所				
	練馬	光が丘	石神井	大泉	
相談実人員（人）	779	1,695	951	906	
合計件数（件）	1,916	2,315	2,713	1,606	
生活一般	住宅	88	80	330	23
	医療	130	75	265	79
	家庭紛争	211	206	641	174
	就労	135	156	177	111
	その他（結婚・内職・家事援助他）	183	127	308	153
児童	養育	168	599	165	149
	教育	46	34	46	48
	非行	0	0	0	0
	就職	1	3	0	0
	その他	45	25	4	9
生活資金等	母子および父子福祉資金	143	294	123	562
	公的年金	8	0	20	1
	児童扶養手当	44	29	11	12
	生活保護	65	88	146	53
	その他	582	489	333	140
	その他	67	110	144	92

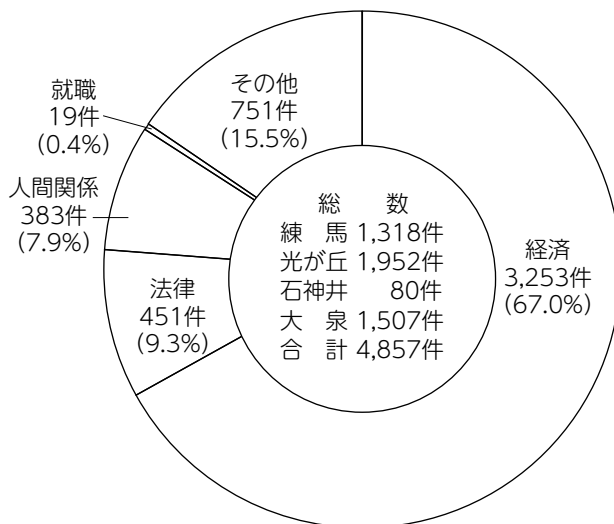
【婦人相談員の相談・指導】

3年度



【家庭相談員の相談・指導】

3年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

【就学援助の状況】

3年度

区分	人数 (人)	全児童・生徒数に対する比率 (%)
小学校 就学予定者	準要保護者 (※2) 324	—
小学校	要保護者 (※1) 334	0.99
	準要保護者 (※2) 3,862	11.50
中学校	要保護者 (※1) 257	1.90
	準要保護者 (※2) 2,311	17.06

※1：要保護者：「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※2：準要保護者：教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉で以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ オンライン教育相談

Zoomを使ったオンラインの教育相談を行う。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 3年度
〔来室〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	1,082
対人関係・集団（社会）生活	324
家族関係・家庭生活の問題	551
身体に出てくる問題	242
不安・自信喪失	130
精神疾患	0
発達の問題	449
その他	30
合計	2,808

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	177
対人関係・集団（社会）生活	49
家族関係・家庭生活の問題	74
身体に出てくる問題	14
不安・自信喪失	6
精神疾患	0
発達の問題	26
その他	401
合計	747

(2) メール相談

区立小中学校の児童生徒が使用しているタブ

レットからメールで友達のことやいじめのことなど子どもたちの悩みを相談できる環境を整えた。

・教育相談メール

3年度 18件

・ねりまホッとアプリ

3年度 29件

(3) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

② 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。

3年度 22回 延べ673人参加

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。

3年度 小・中学校 14校

延べ3,582人参加

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3年3月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託している。

〔適応指導教室実施状況〕 3年度

教室名	年間登録数	途中退室数	活動日数
フリーマインド	153人(※1)	3人	180日
トライ	278人(※2)	9人	176日

※1：うち上石神井フリーマインド31人

※2：うち上石神井トライ48人

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。なお、親子宿泊行事は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

3年度 登録者 23人

また、元年度から15～18歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施している。

3年度 登録者 18人

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者へ委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者へ委託している。

3年度 登録者 14人

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。

3年度 小学校対応人数 267人

中学校対応人数 269人

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。

3年度 対象者 42人 延べ862回支援

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改

善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

【特別支援学級および特別支援教室】 4年4月1日現在

種別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱視	1校	1校(休級)
難聴	2校	1校
言語障害	5校	—
特別支援教室拠点校	17校	4校
特別支援教室巡回校	48校	29校

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が十分に子どもを養育できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために、生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、適切な支援につないでいる。3年度は延べ2,493件の相談があった。

(2) 出張相談

ひとり親家庭の自宅へ専門相談員が出張し、支援制度等を案内する。3年度は5件の相談があった。

(3) 法律相談

離婚前後に関することや養育費について弁護士による法律相談を行う。3年度は84件の相談があった。

(4) 家計相談

長期的なライフプランを設計するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を行う。3年度は延べ19件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

3年度は資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座を計3回開催し、延べ77人の参加があった。

(2) 養育費に関する公正証書作成等費用助成

3年4月より養育費の取決めにかかる公正証書の作成や家庭裁判所の調停申立・裁判にかかる費用に対する助成を開始した。3年度は51人に支給した。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講経費の一部を支給する。3年度は7人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、修業期間および修了時に給付金を支給する。3年度は対象資格等を拡充し、延べ76人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。3年度は延べ4人に支給した。

(4) 就労支援セミナーの実施

① パソコン講習会の実施

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で開催した。3年度は2回開催し、30人が参加した。

② 在宅就業推進事業の実施

パソコンと通信環境を貸し出し、Eラーニングを活用して在宅就業に役立つ知識・スキルを身につける、在宅就業推進事業を実施した。実施期間は3か月間で、3年度は20人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の就労阻害要因を分析し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行った。3年度は81人にプログラムを策定した。

(6) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。3年度は、49世帯が利用登録し、延べ2,624回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 訪問型学習支援事業

学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を実施した。小学校4年生から中学校2年生までを対象とし、3年度は35世帯40人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、区内農園で収穫体験を2回開催し、延べ34世帯72人の参加があった。

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。3年度は延べ146人の利用があった。